

会津坂下町立学校給食センター給食用物資購入実施要綱

1、目的

この要綱は、学校給食用物資（以下「物資」という。）の購入事業が合理的かつ円滑に実施されるために必要な事項を定める。

2、物資選定の原則

学校給食に適する良質にして鮮度の高いものを選定する。

3、納入業者

物資購入は、会津坂下町立学校給食センター給食用物資納入業者指定基準によって会津坂下町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が選定し、登録した業者でなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める物資については、登録業者の内から適当と認める者を選定し納入組合の組織化を図り納入させることができるものとする。

4、見積書の提出

物資納入指定業者は、当該物資の価格を算定し、指定見積書を教育委員会の指示する日時までに提出しなければならない。ただし食品によっては見本、栄養分析表を提出させることができるものとする。

5、物資納入業者の決定

教育委員会は、前項によって提出された書類等によって品質、鮮度、価格等総合的に検討し、物資納入業者を決定する。

6、物資売買契約

決定した物資納入業者と学校給食用物資の売買契約を締結する。

7、物資納入方法

納入業者は、送付された発注書に基づき、指定された場所に納入しなければならない。ただし、給食人員に異動が生じた時は、別に発注書をもって納入を指示する。

8、物資納入の時期

物資納入の時期は、次により納入しなければならない。ただし、季節その他の事情により変更することができるものとする。

納入区分	納入時間	納入品目
当日納入	7：55～8：10	野菜、果物類
	8：15～8：20	卵、油揚げ、豆腐類、ハム類、魚、練製品
	8：20～8：25	肉類
前日納入	13：30～14：00	野菜（指定のもの）、缶詰類、豆類、いも類、乾物類、冷凍食品
随時	13：30～14：00	砂糖、油、酢、ソース、醤油、その他調味料等

9、物資の検査及び検収

教育委員会は、物資の受領にあたり献立分量表、検収書を照合するとともに量目、鮮度、包装状態等を検査し、合格した物資について受領する。

10、物資の取替返却

教育委員会は、納入後とはいえども数量の違い又は不良品その他不適格品と認めたときは、これを取替又は返却することができる。

11、代金の支払

各物資納入業者は、毎月5日までに前月分を取りまとめ、適正な請求書により請求するものとし、教育委員会は、請求書受領後毎月25日まで口座振込みにより支払う。